

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第52回）開催結果概要

1 日時

平成26年7月2日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，大野勝則，倉地真寿美，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，野間万友美，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

門田友昌審議官，大須賀寛之総務局第一課長，佐々木健二総務局参事官，
福田千恵子民事局第一・三課長，香川徹也刑事局第一・三課長，
品田幸男行政局第一・三課長，馬渡直史家庭局第一課長

4 進行

（1）報告及び意見交換等

ア 政府検討会最終報告書の公表について

佐々木総務局参事官から，法務省における裁判の迅速化法に関する検討会において報告書が取りまとめられたこと，その中では2年ごとに検証結果を公表するという現在の枠組みは維持されるべき旨が述べられたことが紹介された。

イ 民事訴訟事件について

（ア）統計データの紹介

福田民事局第一課長から，民事第一審訴訟事件，医事関係訴訟及び建築関係訴訟について，平成25年の最新データに基づき，主要な統計データの説明がされるとともに，民事第一審訴訟事件につき若干の長期化が生じた理由として，事件が複雑化している点，過払金等事件の急増に

よって裁判官の負担が増大した影響を受けて、期日回数が多くなっていた古い事件が、最近の新受件数の減少に伴って処理されている点が考えられること等が説明された。併せて、建築関係訴訟の審理期間に関連して、瑕疵担保責任保険制度等が整備され、ADRの活用が進んだことの影響で、比較的単純な事案は裁判外で解決し、裁判外で解決できなかった複雑な事案が提訴に至る傾向がある可能性が指摘された。

続いて、品田行政局第一課長から、行政事件訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟について、平成25年の最新データに基づき、主要な統計データの説明がされるとともに、行政事件訴訟の審理期間が前年から若干長期化したことについては、長期未済事件の処理による影響が考えられること、労働関係訴訟の審理期間が前年から若干長期化したことについては、近時の事件増の傾向が影響した可能性があること等が説明された。

(高橋座長)

多少の変化はあるが、想定の範囲内の数値かと思われる。

(イ) 実情調査の報告及びそれに関する議論(事件動向関係)

門田審議官から、事件動向に関する実情調査の結果の概要につき説明があった。主に、比較的審理に時間がかかる事件、先端的知見の獲得が必要な事件や、対立が先鋭な親族間紛争が目立つようになるなど、紛争の質的困難化が進んでいること、当事者の権利意識や法的知識の向上等に伴い、代理人の説得が困難になるなど、代理人と依頼者との関係に変化が見られること等が説明された。

(高橋座長)

紛争の質的困難化への対応について、御意見をうかがいたい。

(中尾委員)

第5回報告書で指摘されている紛争の質的困難化、複雑化、先鋭化や当事者の属性の変化が、今回の実情調査でも裏付けられた。一つ一つの事件

が重くなっている背景には、権利意識の点ばかりでなく、各当事者が抱える背景要因（家族の事情や経済的要因、交渉経過等）が複雑化していることもあると思われる。

（高橋座長）

専門的知識を必要とする訴訟が増えているとなると、単純に考えれば専門部・集中部を増設したらどうかという発想になるが、いかがか。

（倉地委員）

現在のところ、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）の通常民事部で扱う主な専門訴訟としては、IT関係訴訟と金融デリバティブに関する訴訟が挙げられる。IT関係訴訟に関しては、東京地裁の調停部において、システム系、ユーザー系のそれぞれから専門家調停委員を選任し、それらの方に専門委員も兼務してもらっている。

こうした人材を活用する方法として、争点整理の段階で事件そのものを調停部の調停に付す方法と、調停には付さず、専門委員に助言をもらいながら争点整理を進める方法がある。の場合でも、調停部に事案を説明して、専門委員の人選に関する助言はもらっている。

現状では、上記のような方法により、専門的な訴訟にも対応できていると思う。

（福田民事局第一課長）

中小規模庁の場合、IT関係訴訟等の件数がそれほど多いわけではないし、人的態勢の面でも、専門部等の設置は難しい。

ただ、他の方法によって専門的知見の補充は図られている。まず、司法研修所において、医療・建築・金融・ITそれぞれの分野に特化した研修が企画され、専門家の講演や専門部・集中部の部総括による講義等が行われている。また、IT関係の専門委員がいない庁においても、職務代行の形で、他庁の専門委員に関与してもらおう仕組みもある。遠方の庁の専門委

員を利用する場合は、テレビ会議システムを使うことも可能である。

(山本委員)

IT関係訴訟等については、裁判所の専門化と併せて、代理人の専門化も必要ではないか。代理人に知見があれば、それを分かりやすく裁判所に示せる面があろう。若い弁護士は、専門化に対する意欲が高いので、これをサポートしていくことが必要だと思う。

(二島委員)

最近では、若手弁護士の意識の高まりも見られ、海外留学だけでなく、省庁や企業への出向も増えており、専門化に向けた対応としてこれらを更に拡充していくことも有益だと思う。

(仙田委員)

建築関係については、紛争が質的に複雑化、多様化しているように思う。一棟のビルの建築を見ても、その用途は単一ではなくて住居、商業、オフィスの複合型というようなものがあり、その施主が単独でなく、設計・施工もジョイント・ベンチャーで行われ、さらに、これに金融が絡むなどしている。このように、現在の建築では利害関係者が多数になる傾向があり、契約内容がますます複雑化している。また、建築士の業務範囲が細分化されているため、責任を負う範囲の確定が困難な面がある。

今般の建築士法改正により、書面による契約を義務付ける定めが初めて設けられたので紹介する。契約内容の書面化については、迅速化検証報告書でも問題提起をしていたところである。

(中尾委員)

今回の実情調査では、家事事件の領域だけではなく、民事訴訟の領域においても親族間紛争が先鋭化していることを改めて明確に認識できた。これについても、早い段階で代理人が入って紛争を鎮静化させるなど、対応を考えていく必要がある。

(高橋座長)

当事者と代理人の関係の変化について、御意見をうかがいたい。

(中尾委員)

今回の実情調査では、代理人の依頼者に対するグリップ力が弱まっていることに関する指摘が目立った。こうした変化には、当事者の権利意識や情報アクセスの向上だけではなく、受任形態の変化も影響しているように思う。従前は、紹介者を通じて弁護士のところへ依頼が来るのが通常だったが、最近、特に東京などの若手弁護士は、インターネットを見て飛び込みで来た人についても受任している。この背景には、弁護士の経営環境が厳しくなり、受任する事件をスクリーニングする余裕がないといった事情もある。

こうした変化は、ITの発達、弁護士人口の増加だけではなく、人間関係を構築しにくい時代の趨勢そのものに伴う構造的なものであり、今後、弁護士は、依頼者への対応の在り方を改めて考えていかなければならない。現在の弁護士のスキルが低いということではないにせよ、現状のスキルを、事件管理能力、コミュニケーション能力を含めて更に向上させていかなければならない。ただ、それでも限界はあるように思う。

(仙田委員)

インターネットを通じて依頼してくる人はどれくらいいるのか。

(二島委員)

離婚事件や刑事事件等、他人に知られたくないような案件の場合、昔は親戚などを通じて依頼するのが通常だったが、今はインターネットを通じた依頼が増えている。これに伴い、弁護士会の有料相談の利用が減少するなどしているため、法律相談の無料化も進んできているところである。

(仙田委員)

建築の世界でも、インターネットを通じた顧客獲得が目立っており、若

い建築家向けにコンペが行われたりもしている。その際、建築家が自身に関する情報を公開することが重要だとされる。弁護士も、自身の専門分野に関する情報を開示していくことが重要ではないかと思われる。

(二島委員)

弁護士が増えて、依頼者は代わりを見つけられるから、弁護士も営業努力をしなければならない時代になっている。

弁護士のスキルが全体として低下しているとまでは言えないと思うので、この点、報告書における書きぶりについては配慮をいただきたい。

(野間委員)

3年前の実情調査のときと比べて、代理人が本人をグリップできなくなっているという指摘が目立ったのが印象に残った。中尾委員が指摘されたような構造的な問題があるのだとすれば、対応も構造的にしていく必要があると思われる。ただ、比較的新しい問題であるから、早いうちに対応すれば、事態の悪化を防げるのではないかと思う。

(酒巻委員)

「権利意識」という言葉の用い方に問題意識を持っている。従来、日本人には権利意識が余りないと言われていたところ、それが向上していることがネガティブにとらえられているように感じられる。単に、個人が権利主張をするようになったというだけにはとどまらない事象を取り上げているように思われ、そうであるなら「権利意識」とは別の言葉を使った方がよいように思う。

(二島委員)

株主代表訴訟を意識することによる企業間紛争の変化は、当事者(企業)の属性の変化としてとらえることもできよう。企業においては、株主総会での追及や株主代表訴訟に対する意識が高まると同時に、内部告発が増えるなど、いけないものはいけないという風潮も強まっている。また、

大学においても，弁護士を入れて知的財産の管理に努めるようになってきている。このように，企業や大学等においては，自らの権利を管理するという意識が高まっている。

こうした企業等の意識は，個人の意識とは異なるところがあり，言葉遣いや分析の仕方には注意が必要であると思う。

（水野委員）

昔は，親の面倒を見て先祖を祭る長子が相続でも優遇されるのが当然という意識だったと思うが，最近は，均分相続への意識が高まり，相続人間に親への貢献等の面で差があるという実態との乖離が生じている。こうした乖離があるために，権利意識という言葉がネガティブにとらえられるのかもしれない。

遺産紛争に関する対応策としては，遺言による紛争予防が一般化していくように，遺言に関する周知を行っていくことが考えられる。

（ウ）実情調査の報告及びそれに関する議論（運用上の施策関係）

門田審議官から，運用上の施策に関する実情調査の結果の概要につき説明があった。主な内容として，まず，口頭議論の活性化に関し，裁判官が議論の中で心証開示を行うことに大きな意義が見いだされている一方で，議論の過程での発言に関し，相手による揚げ足取りや裁判官による心証形成への懸念があるため，口頭議論が活発化しにくい，代理人が事情確認のために「持ち帰り」をし，その場での議論にならない場合があるなどのあい路があること等が説明された。次に，合議体による審理の充実に関し，従来よりも広い範囲で付合議とする取組が進められていること，実務家の間では合議体による審理の意義が高く評価されていること等が説明された。最後に，争点整理等に関する技法の継承について，弁護士会と裁判所で協働して勉強会等が行われるなどしている一方，そうした勉強会等に参加することが期待される弁護士の中に参加意欲の乏しい者がいると指摘された

こと等が説明された。

続いて、福田民事局第一課長から、口頭議論の活性化に関し、具体的なプラクティスの在り方について、庁全体で改善を進めるところが増えていること、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）主催の争点整理に関するシンポジウムの中で、暫定的な発言について自白の拘束力を認めないというルールが話題として取り上げられたこと等が説明された。

（中尾委員）

口頭議論の活性化に関する深い検証は今回が初めてであり、各地での努力も確認されたことは意義深かった。

口頭議論は、争点整理を有機的に進める手段であるが、そもそも集中証拠調べが定着している以上、争点整理はそれなりに機能していると言える。これを前提にすると、口頭議論の在り方に関する議論を余り急ぐのは相当でなく、口頭議論ができる事件とできない事件を振り分けながら、時間をかけて取り組んでいくべきではないか。

口頭議論は共同作業であるから、前提として、代理人同士の信頼関係が必要である。また、上場企業等の代理人を務める場合、依頼者との関係で、即答が難しく持ち帰るしかないことが多いから、性質上、口頭議論は難しい。

実情調査を行った庁の中で、口頭議論がうまくいっているところは、弁護士数が少なくお互いの顔が見える、裁判所に係属している事件数が多くなく、早い段階で見通しを立てられる場合も多い、裁判所と弁護士との信頼関係もできているなどの条件が整っているといえる。全ての庁で、常に口頭議論ができるというわけでもないと思う。

（山本委員）

口頭議論の話は、平成8年の民訴法改正のときからされており、研究者の立場からすると、取組を急ぐべきではないという御意見には違和感があ

る。

争点整理が全体として機能しているのは確かだし、口頭議論ができない事件があるのも理解できるが、原則としては口頭議論を行うという姿勢がとられるべきだと思う。

相手からの揚げ足取りや裁判官による心証形成への懸念といったあい路を克服するために、必要なルールを作っていくことも考えるべきだ。

準備書面を直前に出す代理人について、属人的な問題だということであれば、サンクショ的な対応も考える必要がある。

(倉地委員)

東京では、地方のように、裁判官と弁護士とがお互いの顔が見えるという関係では必ずしもなく、また、若手の弁護士も多いが、口頭議論の前提となる信頼関係はできていると考えている。

口頭議論を行うか否かは、事案がどのくらい複雑か、書面によるのみでは認識の共通化が図れない状況かを考慮して決める。必要性がある事案については、口頭議論ができているとの認識である。

口頭議論は飽くまで手段であり、目的は、裁判官が早く事案を理解し、自信をもって適正な判断・和解を行うことである。こうした目的から考えると、ある期日で口頭議論を行うと決めるというより、その都度、裁判官による事案のとらえ方を当事者に投げかけていくことが重要であり、そのように整理を進めていかなければ、集中証拠調べの効用が発揮されないと思われる。

乗り降り自由ということが言われるが、争点整理は積み重ねであるから、到達点を整理できる段階になれば、それをその都度調書に残すことが必要だという前提で運用していきたいと思う。

(二島委員)

倉地委員の御意見におおむね賛成だが、今回の実情調査では、口頭議論

についての評価は全体的に良かったと認識している。

(高橋座長)

庁によっても異なる面があるが、実情調査の結果を見る限り、全体としては、一時期に比べて運用は良くなっていると思う。

合議体による審理の充実のための工夫について、現場の実情はいかがか。

(倉地委員)

合議体で審理する件数は増えてきているが、判断の質をより高めていくことが重要である。そこで、右陪席にも一層実質的に関与してもらうため、重要書証についてはコピーを渡しておく、証拠調べ前には左陪席から争点や客観的事実を整理して伝えるなどの工夫をしている。今後は、右陪席が抱えている週2開廷分の単独事件の負担をどう調整していくかが課題である。

(福田民事局第一課長)

合議体による審理の充実については、どの庁も取り組んでいるが、大規模庁では右陪席も含めて充実した合議ができやすい態勢がある一方、右陪席が民事訴訟事件以外の事務も抱えている中小規模庁では、標準的な右陪席がきちんと合議事件に関与できるだけの余裕が十分とはいえない。また、合議を充実させるために裁判長の単独事件の手持ち件数を減らした関係で、右陪席の単独事件の負担が増えている状況もある。

こうしたあい路もあるが、今回、当事者から合議体による審理について好意的な評価が得られていることが分かったので、今後、3人の裁判官による実質的な審理をより充実させられるよう、取組を続けていきたい。

(高橋座長)

若手弁護士への技法の継承については、何かあるか。

(中尾委員)

弁護士会の実務研修には多くの参加が得られているが、なお参加しない

者もいる。また、会派の結集率が下がったため、会派内のOJTにも限界がある。他方で、事件分野ごとにできているネットワークの中で研修が行われたり、全国的に若手同士のネットワークが作られたりといった動きもあり、こうした横のつながりをうまく活用できれば良いとも思われる。

(二島委員)

日弁連を挙げて研修の充実に取り組んでいる。そうした研修に熱心でない人もいることは確かだが、弁護士全体の数が増えれば、熱心でない人の数も増えるというのは仕方がない面もあると思う。

ウ 刑事訴訟事件について

(ア) 統計データの紹介

香川刑事局第一課長から、刑事第一審訴訟事件について、平成25年の最新データに基づき、主要な統計データの説明がされた。また、裁判員裁判対象事件の影響で非対象事件の審理が滞っていることはうかがわれないう旨の説明があった。

(大野委員)

迅速化法の施行以降、長期未済事件の処理を優先する意識が高まっている。

最近、振り込め詐欺の事案等を始め、否認事件の割合が増えているし、経済事犯や組織事犯等、複雑な事件が目立っている。しかし、そうした事案でも、以前より期日間隔が狭まっている。公判前整理手続に付さない事件についても、早期に打合せを入れ、検察官にも任意の証拠開示をしてもらって、早めに審理計画を立てるようにしている。

裁判員裁判になると連日開廷となるので、大規模庁であれば、その時期に合わせて新件の配てんを止めたりしている。小規模庁でも、単独事件専従の係を設けたり、裁判員裁判が立て込むときには他庁から応援要員をもらったりして、非対象事件の審理が滞らないように工夫をしている。

(イ) 裁判員裁判に関する取組状況の紹介

香川刑事局第一課長から、法廷中心の審理を行うためには早い段階で証人尋問を実施することが必要であり、そのために公判前整理手続を迅速かつ充実したものとすることが課題であること、の目的で、起訴後早期に打合せを行い、検察官に証拠の開示を促すとともに、弁護人から暫定的な方針を聞くこと、事案が把握できた時点で公判日程を仮予約すること等が行われている旨の説明がされた。

(水野委員)

現在、公判前整理手続が長くかかることが課題であるが、検察においては、証明予定事実記載書面を起訴から2週間以内に提出する、弁護人が見たいと思うであろう証拠を最初からなるべく任意に開示する、証拠を厳選し、ポイントを絞るといったことが意識されている。

各検察官に対する公判に関する教育も充実してきており、全国的に、若手検察官に対する演習形式等の研修を実施し、各庁においても、模擬証人尋問や模擬論告等を行うなどして、スキルアップが図られている。

裁判所での裁判員に対するアンケートをもとにした勉強会も行い、分かりにくかったと評価された点について分析を試みている。さらに、公判活動がうまくいった例に関する情報共有も心がけている。

(二島委員)

公判前整理手続に付されていない事件の審理期間短縮は、これ以上難しいと思う。

公判前整理手続については、迅速化法が制定された後に始まった制度であり、三者とも迅速化法を意識して取り組んでいるから、現状でも、それなりに適正であるようにも思う。

日弁連では、各单位会と連携して研修を実施しており、裁判員事件を担当するためには研修が義務化されているという会もある。

裁判員に対するアンケートで、弁護人に対する評価が低い会において調査したところ、若手弁護士同士や未経験者同士で裁判員事件を担当した場合に問題があることが分かったため、裁判員事件を担当する弁護士の組み合わせについても、ベテランの者を1人は入れるなどの配慮をするようにして改善を図ったとの報告があった。

上記アンケートでは、弁護人が量刑意見を述べないことに関する指摘もあったため、最近、量刑意見やその理由にまで踏み込んだ弁論をするようになってきている。日弁連では、量刑に関するデータベースを作成しているが、その作成過程で色々な判決を読み込むこと自体が、弁護士にとって勉強になっている。こうした取組が、充実した公判に結び付くと思う。

(大野委員)

公判前整理手続の長期化は以前から指摘されており、東京地裁では、プロジェクトチームを作って実際の事件の経過を検討し、何が長期化の原因だったかを分析して、結果として現在のような運用を行っている。

公判前整理手続が長期化するのには、どこかに精密司法的な発想があるからであり、法曹三者が協力して、事件の核心が何かを把握するようにしていかなければならない。

公判期日の仮予約や早期の打合せといった取組それ自体が自己目的化してはいけないのであって、柔軟に運用していくことが重要だと思う。

民事について口頭議論の話が出たが、刑事では口頭議論を結構行っている。民事と刑事を比較してみても面白いのではないか。

エ 家事事件及び人事訴訟について

(ア) 統計データの紹介

馬渡家庭局第一課長から、平成25年の最新データに基づき、主要な統計データの説明がされた。補足的に、特に遺産分割については、家事事件手続法で新たに別表第二事件についても利用可能となった調停に代わる審

判が活用されているとうかがわれることが指摘された。

(山本委員)

別表第二審判事件の審理期間が前年より若干伸びた理由を分析しているか。家事事件手続法の影響によるものなのか。

(馬渡家庭局第一課長)

特に具体的な分析まではしていないが、家事事件手続法の施行もあって、審問期日が入る機会が多くなっているという話もあり、その影響の可能性もあると思う。

(高橋座長)

家事事件手続法の下でのデータが更にそろったところで、また議論をしていただきたい。

(イ) 家事調停に関する取組状況の紹介

馬渡家庭局第一課長から、家事事件手続法の施行を契機として、透明性の高い手続を経た上での法的紛争解決を実現するため、調停への効果的な裁判官関与を実現するための取組が行われており、特に、裁判官と調停委員との役割分担がどうあるべきか、裁判官が繁閑にかかわらず最低限関与しなければならない局面はどこかといったことが具体的に検討されている旨説明があった。

(ウ) 家事関係の実情調査に関する経過報告

門田審議官から、第6クールにおけるフォローアップ検証の一環として、いくつかの裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施する予定であり、調査では、第4回報告書の施策編で取り上げた調停への裁判官関与の充実に関する取組状況はどのようなものか、第5回報告書の社会的要因編で取り上げた、親族間紛争に関する要因がどのように裁判等に現れているか、調停に代わる審判や、家事事件手続法で新たに導入された電話会議システム等の利用状況はどのようなものかといった点を主に取り上

げる予定である旨の説明がされた。また、 に関し、裁判官関与の具体的な在り方は、庁の規模によって異なることから、可能な限り、大・中・小の各規模の庁をバランス良く調査対象とする方向で検討が進められている旨も説明された。

(中尾委員)

家事事件手続法の趣旨が徹底され、対立点が明確化されれば、成立率が上がるなどの結果が出てくるはずだと思われる。また、審判をも視野に入れた調査を考えていただければと思う。

(門田審議官)

御指摘を踏まえて検討させていただく。

オ 第6回報告書における統計図表の掲載の在り方について

門田審議官から、 フォローアップ検証という位置付けから考えると、統計データの紹介も定点的なものとするのが相当であり、第5回報告書で経年データとしたものについては単年データの紹介に戻す方向で検討を進めていること、 これまで掲載してきた図表の中で、一見して分かりにくく、図表によって伝えようとしていることの重要性もそれほど高くないものについては、第6回以降掲載しない方向で検討を進めていることにつき説明がされた。

(高橋座長)

質を下げるということではなく、必要のないものについて見直しを行うということであるが、御意見はいかがか。

(山本委員)

既に御配慮いただいていると思うが、研究者の立場から念のため申し上げておくと、統計は継続性が命である。審議官から説明された方針に異論はないが、報告書末尾の資料又はその他適宜の形で、必要なデータが外部からアクセス可能なところに残るようにしていただきたい。

(高橋座長)

データ自体が取れなくなるわけではないから，仮に第6回において不要とされた図表がやはり必要だということが説得力ある理由を伴って説明されれば，第7回において再度図表を掲載することもあり得よう。

詳細は，公表時期がより近づいたところで，再度議論させていただきたい。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は，事務局において日程調整を行うこととなった。

(以 上)